

公益社団法人日本水道協会 研修講師登録制度実施要領

令和3年3月19日制定
令和4年4月18日一部改正

1 本登録制度の目的

本制度は、本協会又は水道事業体等を退職した方が有する水道に関する豊富な知識や経験を、本協会等が開催する研修会等の講師として活かしていただくことにより、水道事業の将来にわたる発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

2 登録の対象者

研修会等の講師として、積極的に参加する意思を有する個人で、次の各号に掲げる条件を満たす方を対象とする。

- 1) 定年などにより水道事業体等を退職した方
- 2) 次項に定める登録対象分野において豊富な知識と実務経験を有する方
- 3) 日本水道協会会長表彰のうち功労賞・特別賞・勤続賞の受賞歴がある方、若しくは水道法施行規則第14条の4第1項第2号の規定を満たす方
- 4) 原則として年齢は満70歳未満の者とし、心身ともに健全な方

3 登録対象分野

- 1) 水道概論（水道行政）
- 2) 水道経営（水道料金算定、水道財政計画等）
- 3) 労務管理
- 4) 営業業務
- 5) 水道計画・水道水理学・構造力学
- 6) 水源・取水・貯水施設
- 7) 浄水施設
- 8) 導・送・配水施設及び漏水防止
- 9) 機械・電気・計装設備
- 10) 給水装置
- 11) 水質管理（微生物・生物概論含む）
- 12) その他専門分野（例：広報、危機管理、公民連携等）

4 登録申請方法

- 1) 本登録制度へ登録を希望される方は、登録申請書に必要事項を記入のうえ、本協会研修国際部研修課に提出する。
- 2) 本登録制度への登録申請があった場合、登録要件に照らし、所定の条件を満たした際は、本登録制度に登録し本人宛に登録証の発送をもって通知する。

5 登録期間

- 1) 登録期間は5年間とし、登録者の意思に基づいて登録を更新する。
- 2) 登録期間にかかわらず、登録者は登録の辞退を申し出ることができる。
- 3) 登録者から更新の申出がない場合は、当該登録は登録期間満了をもって終了する。

6 登録解除

本協会は、登録者が次に掲げる事由に該当するときは、登録を解除することができる。

- 1) 身体又は精神の故障によって、職務にたえないと認められた場合
- 2) 研修講師としての信用を著しく失墜した場合

7 対象となる研修等

- 1) 本協会本部主催研修会等
- 2) 本協会地方支部又は都府県支部等主催研修会
 - ①地方支部主催研修会
 - ②都府県支部主催研修会
 - ③地区協議会主催研修会
- 3) その他公益目的の研修会

8 講師選定及び紹介

- 1) 前項 1) は、本協会が登録者から適任者を選定する。
- 2) 前項 2) 及び 3) は、研修主催者から講師紹介依頼を受け、本協会が登録者から適任者を選定し、研修主催者に紹介する。その後の研修日程等の連絡調整は研修主催者と登録者間で行う。
- 3) 前項 2) 及び 3) の研修主催者は、記録のため研修会実施結果を本協会に報告する。

9 旅費及び報酬

講師の旅費及び謝金等は研修主催者が負担する。

10 事務局

本登録制度の運用に関する事務は、研修国際部研修課が行う。

11 施行

本登録制度は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領の「2 登録の対象者」の改正後の規程は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。